

公表の対象となる防火対象物

(消防法施行令別表第1から抜粋)

項 別		用 途	項 別		用 途	
1 項	イ	劇場、映画館、演芸場等	6 項	イ	病院、診療所、助産所	
	ロ	公会堂、集会場		ロ	老人ホーム、障害者支援施設等入所施設	
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		ハ	デイサービス等通所施設、保育園等	
	ロ	遊技場、ダンスホール		二	幼稚園、特別支援学校	
	ハ	風俗営業等施設	9 項	イ	蒸気浴場（サウナ・岩盤浴）	
	二	カラオケボックス等		イ	上記特定用途のある複合施設	
3 項	イ	待合、料理店等	16 項	イ	上記特定用途のある複合施設	
	ロ	飲食店				
4 項		百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗等	16 の 2 項	地下街		
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等	16 の 3 項	準地下街		